

演劇緊急支援プロジェクト

**Arts for the future! 事業 第一次募集
申請団体・不採択団体からのアンケート結果報告書
二次募集に向けての問題と改善案について**

コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業「Arts for the future!」の第一次募集が2021年4月26日～同年5月31日まで行われました。2020年実施された「文化芸術活動の継続支援事業」や経産省「コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODLiveおよびJ-LODLive2）」などの支援策の対象とならない、もしくは団体要件を満たし難かった任意団体への救済となる、また4月23日に3回目の緊急事態宣言発出の報が出た直後であり、それに対してもキャンセル料支援の別枠を設けられる等、文化芸術団体からの期待の高い施策でした。

しかし、8月17日に発表された一次募集の審査結果では、申請件数5,386件に対し、交付決定件数 2,713件（約50.4%）、不交付決定件数は2,631件（約49%）という内容でした。コロナ禍における支援策として、平時の「審査型」とは異なり、要件を満たせば申請受理され補助される形式の補助金のはずが、なぜ約5割の採択率となったのか状況把握のため、不採択団体を対象にアンケート調査を実施いたしました。

8月28日時点で93件の回答および21件の意見が寄せられました。結果通知までの遅延に対して「申請自体の不備が問題」という文化庁（8月4日面談より）の見解とは異なる状況が回答結果から現れていますので、文化庁には現状把握を再度行い、コロナ禍の支援策としてふさわしい制度の見直し、事務局体制を整えたいうえで二次募集を迎えていただきたく、ここに調査結果をご報告いたします。

報告内容

【第一次募集における問題点】

- ① 審査基準の不透明さ
- ② 審査プロセスの不備
- ③ 審査の遅延

【制度設計の問題点】

- ① キャンセル支援の要件により溢れてしまう団体・事業について
- ② 事業支援の限界
- ③ 業界内の分断

【改善策の提案】

- ① 要件緩和
- ② 基準の明確化
- ③ 区分け基準の見直し
- ④ 審査スピードの向上

【令和3年度補正予算に向けて】

【アンケート回答結果】

【第一次募集における問題点】

- ① 審査基準の不透明さ

質問8. 不採択の理由は納得できるものでしたか？

「全く納得できない」「あまり納得できない」という回答

95 %

不採択事例のアンケートでは、不採択事由として通知があったものとして、

- ・団体についての要件が満たされていない
- ・プロとしての活動が確認できなかった
- ・主催実績・活動が確認できなかった

という理由が多数挙げられました。この理由について回答者の95%は「納得できない」と回答しており、なかには文化芸術活動をプロとして何十年実施してきた伝統芸能従事者や文化庁の主催事業に携わった団体からも同様の声が複数寄せられています。一方で、採択団体であっても活動の継続性が見られない団体（解散を発表している）など「要件が満たされた」理由が理解しがたい事例もあります。

文化庁は本事業の事務局へどのような基準で審査するよう委託しているか仕様書の開示を申請者のみならず社会に対して行うべきであり、仕様を満たしていない事業運営については、発注者として責任をもって是正していただくようお願いいたします。

② 審査プロセスの不備

全体的な結果通知が遅延しているなか、アンケートや採択事例の情報から、公演時期の早いものから審査をしているという、募集要項には記載されていない条件で審査が行われている傾向が伺えました。また、修正依頼に対応した後の応答がないまま、不採択になったという事例も見られ、審査として必要なプロセスが踏まされていないこと、また申請側の負担が大きく、力関係の不均衡さが目立つ結果となっています。

③ 審査の遅延

文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱 第5条（交付決定等）3項には「交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。」とありますが、5月31日に締め切られた第一次募集の結果が最終的に公開されたのは8月17日であり、少なくとも78日～113日後、と「標準的な期間」を大幅に越える時間を要したといえます。本遅延の一方、申請者は12月までの事業実施および事業報告の期限は変わることがなく、また二次募集も予定していた時期から遅れる結果となりました。本遅延に伴い、事業実施を断念した事例も複数あります。

【制度設計の問題点】

① キャンセル支援の要件により溢れてしまう団体・事業について

現在AFF事業のキャンセル料支援事業の補助対象は

- a. 緊急事態措置区域とされた都道府県
- b. 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）
- c. まん延防止等重点措置区域とされた都道府県

に当てはまる自粛した公演活動等とされていますが、現状は

- ・ 本対象外の地域での公演等
- ・ 本対象期間外、特に直後の公演等
- ・ 本対象外地域または期間でも陽性者や濃厚接触者が関係者から出ることによる中止

など、採択された団体でも中止・延期になった場合、上記対象にならないために、全額もらえない事態も発生しています。

例えば、兵庫県に発令された緊急事態宣言により中止になった豊岡演劇祭では、演劇祭期間中（9月9日～9月20日）に宣言の期間が終わるため、後半に実施する予定だ

った団体がキャンセル支援の対象外になり、これまで準備にかかった経費も補償されず、公演実施も難しい状況となっています。

兵庫県緊急事態宣言期間：8月20日～9月12日

豊岡演劇祭スケジュール（一部）

2021.9		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月・祝
豊岡	芸術文化観光専門職大学 劇場								※トミック「ぼんやりブルース」 ● 18:00 ● 19:00 ● 13:00				
	芸術文化観光専門職大学 小劇場	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00				ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	ファイ・ミンリヤン「巖若寺の住人」 ● 11:00 ● 13:00 ● 15:00 ● 17:00 ● 19:00	
	芸術文化観光専門職大学 学術情報館						● 18:00	● 18:00	● 16:00	● 16:00	● 16:00	● 18:00	● 16:00
	芸術文化観光専門職大学 C311教室			※お申し込みは9月11日 ※オンラインでも開催	※お申し込みは9月11日 ※オンラインでも開催	● 11:00	● 11:00			● 18:30	● 11:00	● 11:00	● 11:00
	芸術文化観光専門職大学前広場			日坂春奈「そらめん食堂とかみしばい」 ● 16:00 ※江原でも開催	日坂春奈「そらめん食堂とかみしばい」 ● 16:00 ※江原でも開催								
	豊岡市民プラザ			Platz市民演劇プロジェクト「豊岡がっつり！」 ● 19:00 ● 13:00	Platz市民演劇プロジェクト「豊岡がっつり！」 ● 19:00 ● 13:00					サエボーグ「House of L」 ● 18:00 ● 13:00 ● 13:00 ● 11:00	サエボーグ「House of L」 ● 18:00 ● 13:00 ● 13:00 ● 11:00	サエボーグ「House of L」 ● 18:00 ● 13:00 ● 13:00 ● 11:00	サエボーグ「House of L」 ● 18:00 ● 13:00 ● 13:00 ● 11:00
	豊岡市民会館											山海楽「降りくるものなでーとばり」 ● 16:00 ● 14:00	山海楽「降りくるものなでーとばり」 ● 16:00 ● 14:00
	市役所本庁舎前市民広場			日坂春奈「そらめん食堂とかみしばい」 ● 13:00 ※江原でも開催	日坂春奈「そらめん食堂とかみしばい」 ● 13:00 ※江原でも開催							ファニーボーンズwithヨッシー「The Little Little Big Show」 ● 14:45 ※江原でも開催	ファニーボーンズwithヨッシー「The Little Little Big Show」 ● 14:45 ※江原でも開催
	とま兵イベントスペース												● 14:00B ● 14:00A ● 14:00B ● 18:00A ● 18:00B
	豊岡地区コミュニティセンター									DE PAYS MAN「パーティ・チューン ～ストリート進行計画～」(ワークショップ) ● 15:00 ● 19:30 ● 15:00	DE PAYS MAN「パーティ・チューン ～ストリート進行計画～」(ワークショップ) ● 15:00 ● 19:30 ● 15:00	DE PAYS MAN「パーティ・チューン ～ストリート進行計画～」(ワークショップ) ● 15:00 ● 19:30 ● 15:00	DE PAYS MAN「パーティ・チューン ～ストリート進行計画～」(ワークショップ) ● 15:00 ● 19:30 ● 15:00
	ひまわり公園												DE PAYS MAN「パーティ・チューン ～ストリート進行計画～」(本番) ● 17:00 ● 20:00

9月12日までに実施する公演はキャンセル支援対象

9月13日以降の公演はキャンセル支援対象外

② 事業への支援の限界

AFFの対象となる活動（1）充実支援事業には「公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催し、積極的な取組」とされていますが、現実には緊急事態宣言の延長、政府のコロナ対策室からの「催物の開催制限等の取り扱いについて」の通達が出され、「公演・演奏会・コンサート・ライブ・展覧会」の開催自体が難しい状況になっています。①のキャンセル料支援の対象が限定的でもあることから、本支援を受けるために、公演中止の判断ができない団体もあります。このようなハイリスクの公演を続けることが、本事業の目的にある「活動の持続可能性の強化に資する取組」といえるのでしょうか。

③ 業界内の分断

AFF事業の補助上限額の区分には1回当たりの従事人規模、団体の年間収入規模、主催した公演等の会場の年間延べ総座席数といった基準を採用しています。I～Vの区分のうち、1回当たりの従業員50人未満、年間収入3億円未満、延総座席数3万席未満となる小規模団体はほぼ上限600万円のIの区分に分けられます。II～Vに該当する

大規模団体には補助額の上限の細やかな設定がされている一方、区分Ⅰの団体には一律600万円上限となっていることや、小規模団体からの不採択事例の多さから、経済規模の大きな団体向けの補助金なのではないか、といった声が寄せられています。文化芸術活動の担い手達には多様で豊かな才能があります。本補助金の対象の偏りが招く不本意な分断が、創造環境の豊かさを損なうことのないようご検討お願いいたします。

【改善策の提案】

上記、第一次募集および制度設計の問題点をもとに、4つのご提案をいたします。

① 要件緩和

・キャンセル料支援の要件緩和

現在のキャンセル料支援対象地域・期間からこぼれ落ちる事業も対象にすることを提案します。

・補助上限額の区分の見直し

区分Ⅱの要件を緩和し、中規模団体への支援とすることを提案します。

② 基準の明確化

団体についての要件／プロとしての活動／主催実績・活動の判断基準を公開し、申請者および文化芸術に携わる専門家も妥当と認める基準とすることを提案します。

③ 補助上限額の区分け基準の見直し

区分Ⅱ以下の団体について補助上限額の分類の見直しを行い、小・中規模団体の支援を促すこと。

④ 審査のスピード向上

審査担当の一人当たりの処理時間を算出し、審査に従事する人の数や対応内容の見直しをお願いいたします。

【令和3年度補正予算に向けて】

8月27日の閣議決定で、本予算の予備費でのAFF 事業予算への180億円の追加が発表されましたが、上記の点の改善、対象期間の延長(1~3月期)を求めるものです。

ただ、現状の宣言期間の延長、全国への広がり、今後の公演実施に大きな影響を与えており、また予断を許さない状況です。是非補正予算で以下の点を実現してくださるよう要望します。

① 芸術家、スタッフなどフリーランス等の個人に対して、一昨年度、昨年度の芸術関連収入との対比での減収分に対する給付金の支給

② 劇団等、演劇公演主催団体に対して、上記同様、過去二年間との対比で、売り上げが落ち込んでいる金額に応じた給付金の支給

③ コロナ禍だからこそ求められている公演の実施のために、助成金補助金の支給が決定済みの公演に対する追加支援

④ 感染状況と医療逼迫状況を踏まえた、科学的根拠のある規制内容を

現状ではかなりの文化施設、自治体において、緊急事態宣言発令の有無に関わらず、50%の制約が設けられているが、その必要性がないと思われる地域も含まれている。これらの地方自治体に対しても適切な指導をお願いしたい。これは学校での芸術鑑賞事業に対する教育委員会の規制も同様である。

⑤ 団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を

コロナ禍においてはもちろん、平時においても劇団のみならず、統括団体などの役割は大きなものであり、さらに一層その役割を担っていく必要があります。組織の業態、規模、法人格に応じた団体への経常費を含む支援策の開発と法整備を要望いたします。

⑥ 芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体を支える公的な共済制度の創設を

現在の文化芸術が置かれた状態を見るに、公的な共済制度の確立は、国の文化芸術を守り発展させるために、急務であることは明確です。いまだに機能していない「文化芸術復興創造基金」を改革し、国庫の投入を図る、文化庁予算の大幅な拡大、その先にある文化芸術省の創設を遠い未来のことではなく、近々の課題として具体的に作り手たちとともに協議、発展させていくことを要望します。

演劇緊急支援プロジェクト参加団体

教育演劇研究協会

(公社) 国際演劇協会日本センター

(特非) シアター・アクセシビリティ・ネットワーク

小劇場エイド基金

全国演劇鑑賞団体連絡会議

(一社) 全国専門人形劇団協議会 全国児童・青少年演劇協議会

全国小劇場ネットワーク 全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協) 日本演劇学会

(一社) 日本演劇教育連盟

(公社) 日本演劇協会

(一社) 日本演出者協会

(一社) 日本芸能マネージメント事業者協会(マネ協) (一社) 日本劇作家協会

(一社) 日本劇場技術者連盟

(公社) 日本劇団協議会

(公社) 日本照明家協会

日本新劇製作者協会

日本新劇俳優協会

(特非) 日本青少年音楽芸能協会(青音協)

(公社) 日本児童青少年演劇協会 日本児童・青少年演劇劇団協同組合(児演協)

(協組) 日本俳優連合

(公社) 日本舞台音響家協会

(一社) 日本舞台監督協会

(一社) 日本舞台美術家協会

(特非) 舞台芸術制作者オープンネットワーク(ON-PAM)

(一社) 日本エンターテイメント連盟